

平成29年度答申第31号

平成29年12月22日

諮問番号 平成29年度諮問第20号（平成29年8月22日諮問）

審査庁 経済産業大臣

事件名 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求の全てを棄却すべきであるとの諮問に係る判断のうち、別紙設備認定目録記載の認定番号51から160までの各認定を取り消す処分の取消しを求める部分については、いずれも却下すべきであるから、諮問に係る判断は妥当とはいえないが、その余の各認定を取り消す処分の取消しを求める部分についてこれらをいずれも棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、経済産業大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）から平成28年10月17日付けで、平成28年法律第59号（以下「改正法」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「旧法」といい、上記改正後のものを「新法」という。）に基づく別紙設備認定目録記載の160件の各認定（以下「本件各認定」という。）を取り消す処分（以下「本件各取消処分」という。）を受けた審査請求人が、本件各取消処分はいずれも違法又は不当であるとして、その取消しを求めて審査請求をしたところ、審査庁が、「本件審査請求は棄却すべきである」として、当審査会に諮問した事案である。

1 制度の概要

- (1) 旧法は、平成28年6月3日公布の改正法により改正され、平成29年4月1日（以下「新法施行日」という。）に新法が施行された。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者については、従来、旧法6条1項の規定に基づき、当該発電設備及びその発電の方法が一定の基準に適合することにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる制度（以下「旧設備認定制度」という。）がとられていたが、未稼働案件の防止と事業者による適切な事業運営を確保するために、改正法によって旧法が改正され、旧設備認定制度が廃止されて、新たに再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が再生可能エネルギー事業計画を作成し、経済産業大臣がその事業の実施の確実性や適切性を確認して認定する制度（以下「事業計画認定制度」という。）が創設された。
- (3) 旧設備認定制度について

ア 趣旨

旧法においては、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することを目的とし（旧法1条）、その達成のため、電気事業者に対し、経済産業大臣が定める一定の期間、一定の価格により調達する契約の締結に応じるよう義務を課す、いわゆる固定価格買取制度が導入され、再生可能エネルギーを用いる発電設備の設置に関して投資回収の不確実性を低減させ、その導入拡大を促進するために、固定価格買取制度の適用を受けられる者を、経済産業大臣の認定を受けた発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者に限ることとする制度（旧設備認定制度）が採用された（旧法3条、4条、5条、6条）。

イ 認定申請

上記ア記載の経済産業大臣による認定の申請は、平成28年経済産業省令第84号による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「旧規則」という。なお、上記改正後のものを、以下「新規則」という。）7条2項各号及び4項に掲げる書類を添付して、同条1項に規定する申請書を提出することによって行うこととされていた。

そして、発電出力が10kW以上50kW未満の太陽光発電設備の設備認定申請手続は、平成25年1月10日以降、原則としてインターネットを通じての電子申請によることとされ、再生可能エネルギー支援システム

に設備の所在地となる土地の地番や設備の型式等の必要事項を入力することにより行うものとされた。

ウ 認定基準

旧法6条1項1号は、「当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。」と規定し、旧規則8条において経済産業省令で定める基準が定められているが、その一つである同条1項2号は、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。」（このうち「場所が決定していること」のみを指して、以下「場所決定基準」という。）と規定している。

エ 場所決定基準の運用方針

経済産業大臣は、上記の場所決定基準については、申請に係る設備の設置場所となる土地の地番が申請書に具体的に記載され、その場所で発電することが相当程度確実であると見込まれる状態にあることを要するものと解していたが、法令上は、申請に係る発電設備が場所決定基準に適合するものであることを証する書類の添付を具体的に義務付ける規定は設けられておらず、経済産業大臣においては、平成24年12月10日からは、場所決定基準の審査において、申請に係る設備の設置場所となる土地の地番が申請書に具体的に記載されていること、及び一定規模以上（当初は500kW以上であったが、平成26年1月14日からは400kW以上に、同年4月1日からは50kW以上にそれぞれ変更された。）の発電設備に係る申請については、当該土地の確保状況を示す書類として登記簿謄本、契約書又は権利者の証明書（同意書）の提出をもって確認し、これに満たない規模の発電設備にはこのような書類の提出を求めない運用を行っていた。

このことは、経済産業大臣において、場所決定基準に係る審査基準として定められることはなかったものの、上記運用方針については、経済産業省のホームページ、一般に配布されるガイドブック等に記載され、一般に周知されていた。

（審査庁作成の平成29年10月31日付け「資料の提出について」）

オ 認定に係る発電の軽微な変更の取扱い

旧法6条4項は、「第1項の認定に係る発電をし、又はしようとする者

は、当該認定に係る発電の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。」と規定し、同条5項は、「第1項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。」と規定しており、また、同条4項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更について、旧規則10条1項は、同項各号に掲げる変更以外の変更とすると規定しているが、同項各号には設備の設置場所の変更については掲げられていない。

経済産業大臣は、認定を受けた事業者が設備の設置場所を変更する場合の手續について、認定を受けた者が認定に係る発電設備の運転開始前に当該設備の設置場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行おうとする場合には、事業を断念した場所については認定発電設備の廃止を届け出るものとし（旧規則11条）、新たな事業場所について改めて新規の認定を取得させることを原則とする一方、申請時点では未確定だった地番表記が確定した場合や環境アセスメント等により事業予定地が拡大又は縮小した場合のように、実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内の所在地変更の場合には、旧規則10条の規定に基づく軽微な変更の届出（以下「軽微変更届出」という。）によることとする運用を行っていた。

軽微変更届出によることが認められる「実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内の所在地変更の場合」とはどのような場合をいうのかについて、経済産業大臣は具体的な運用基準を定めていなかったが、実務上は、隣接若しくは近接する土地の追加又は複数の土地のうちの一部の削除については、軽微変更届出の手續によることを認める運用がされていた。

（審査庁作成の平成29年10月31日付け「資料の提出について」）

カ 報告徴収

旧法40条1項は、「経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者

の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。」と規定している（以下、同項の規定に基づき報告を求めることを「報告徴収」という。）。

キ 認定の取消し

旧法6条6項は、「経済産業大臣は、第1項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。」と規定している。

(4) 事業計画認定制度について

ア 新法の規定

新法9条1項は、「自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。」と規定し、同条3項は、「経済産業大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。」と規定している。

イ 旧認定の失効

改正法附則7条は、旧法6条1項の規定による認定（以下「旧認定」という。）について、附則4条1項、5条3項及び6条3項の規定により新法9条3項の認定を受けたものとみなされる場合以外の場合には、旧認定は、その効力を失う旨を規定している。

2 事案の経緯等

- (1) 処分庁は、平成25年3月15日から同月27日までの間、審査請求人からの各申請に対し、旧法6条2項の規定に基づき、別紙設備認定目録記載の発電設備について本件各認定をした。

(平成24年度に認定した175設備のFIT情報)

- (2) 処分庁は、本件各認定をするに際しては、審査請求人に対し、当該申請に係る設備の設置場所を使用する権原を有することを証する書類の提出を求めなかった。

(審査庁作成の平成29年10月31日付け「資料の提出について」)

- (3) しかし、その後、処分庁は、認定後特段の理由なく場所及び設備の確保が進まない事業者がいるとの指摘を受け、平成25年9月から、平成24年度に認定を受けた400kW以上の運転開始前の発電設備について、当該認定を受けた事業者に対し、当該認定に係る場所及び設備の確保の状況を確認するために報告徴収を行ったところ、認定後1年近くの期間を経てもなお、特段の理由なく、場所及び設備の確保がされていない案件が多数確認された。

このため、処分庁は、平成26年1月末時点において場所及び設備の確保がされていない案件に対し、段階的に認定の取消手続をとることとした。

(弁明書、審査庁作成の平成29年9月22日付け事務連絡)

- (4) また、処分庁は、平成26年8月からは、同様に平成25年度に認定された400kW以上の運転開始前の設備について報告徴収を行い、さらに、平成27年12月からは、平成24年度及び平成25年度に認定された設備のうち、一の場所において複数の設備が設置されている場合で、主に合計発電出力が400kW以上の運転開始前の設備について報告徴収を行うこととした。

(弁明書、審査庁作成の平成29年9月22日付け事務連絡)

- (5) そこで、処分庁は、平成28年1月8日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が平成24年度に認定を受けた設備175件(本件各認定に係る設備160件を含む。)及び平成25年度に認定を受けた設備の合計1万7000件余りの設備に係る場所及び設備の確保の状況について、報告期限を平成28年4月28日と定めて報告徴収を行ったところ、審査請求人からは、上記報告期限までに報告がなかった。

なお、審査請求人は、平成28年9月27日になって、別紙設備認定目録記載の認定番号1(以下、別紙設備認定目録記載の各認定については、目録記載の認定番号ごとに「認定1」などという。)に係る報告書を処分庁に提出した。

(弁明書、報告徴収通知書、報告書)

- (6) 処分庁は、平成28年9月8日付けで、審査請求人に対し、上記(5)の報告徴収の対象となった設備認定のうち、平成24年度に認定を受けながら未稼働の173件の設備について、行政手続法(平成5年法律第88号)13条1項1号イに基づき、予定する不利益処分の内容を旧法6条6項の

規定に基づく認定の取消しとする聴聞を、同年10月5日に行う旨の通知をした。

(弁明書、聴聞通知書)

- (7) 審査請求人は、平成28年10月13日、処分庁に対して、聴聞の対象である173件の設備のうち23件の設備について、当該各認定に係る設備の設置場所を使用する権原を取得したことを証するものであるとする書類を提出した。

(場所の確保を示す書類一式、弁明書)

- (8) 処分庁は、平成28年10月17日付けで、審査請求人に対し、本件各認定について、旧法6条6項の規定に基づき、「当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備を設置する場所について、土地の取得、賃貸等により決定していることが確認できないことによる、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）第8条第1項第2号の認定基準への不適合」との理由を記載して、本件各取消処分を行い、審査請求人は、平成28年10月19日、これを受領した。

なお、本件各取消処分は、160件の設備についての認定の取消しを、実質的に同一の場所と認められる設置場所ごとに分けて記載した50通の処分通知書（以下、これらを併せて「本件各取消処分通知書」という。）により行われた。

(取消通知書、郵便物等配達証明書、審査庁作成の平成29年9月4日付け事務連絡)

- (9) 審査請求人は、平成29年1月19日付けで、審査請求書又は審査請求書（再請求）と題し、本件各取消処分の取消しを求める旨を記載した66通の書面（以下「補正前の本件各審査請求書」という。）を審査庁に対し提出し、これらは、同月20日、審査庁に到達した。

審査庁は、平成29年2月3日付けで、審査請求人に対し、上記66通の書面について、審査請求人の代表者が押印すること、審査請求人の代表者の資格を証する書面を添付することについて補正を命ずるとともに、審査請求を効率的に進めるために、「土地を取得予定」としている設備に係るものと「土地の契約中」としている設備に係るものの2つのグループにまとめた2通の審査請求書に書き直すように求めた。

審査請求人は、これに従って、2通の審査請求書（以下、単に「本件各審査請求書」という。）を審査庁に提出した。

(補正前の審査請求書、審査請求書、審査請求書の補正について)

- (10) 審査庁は、平成29年8月22日、当審査会に対し、本件審査請求は全部棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

3 本件審査請求の要旨

認定1から7まで及び51から61までの各認定について、審査請求人はその設置場所を確保しているから、当該各認定の取消しはいずれも違法又は不当である。また、認定8から50まで及び62から160までの各認定について、審査請求人はその設置場所をいまだ確保できていないものの、今後土地を取得する予定であり、地権者との交渉、開発許可、農地転用等の行政手続及び資金確保に3年を要するので、それまでは取消処分を猶予願いたい。よって、本件各取消処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、諮問説明書において、理由を「審理員意見書に同じ」とし、本件審査請求はいずれも棄却すべきであるとしている。

審理員作成の審理員意見書は、本件各認定について、いずれも認定に係る設備の設置場所が確保されているとは認められず、場所決定基準の不適合が確認されたことから、旧法6条6項の規定に基づく認定の取消処分を行ったものであるとの理由を述べた上で、本件各取消処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないからいずれも棄却されるべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、上記第1の2(9)のとおり、審査請求人に対し、審査請求書の補正を命じ、審査請求人は、補正命令のとおり審査請求書を補正し、本件各審査請求書を提出した。

イ 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室課長補佐であるP(以下「審理員」という。)を指名した。

ウ 処分庁は、平成29年3月28日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出し、また、審査請求人は、同年4月18日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

エ 審査請求人は、平成29年5月31日付けで、審理員に対し、口頭意見陳述の機会付与の申立てを行った。審理員は、同年6月16日に口頭意見陳述の機会を付与し、審査請求人の代理人及び処分庁が出席した。

オ 審理員は、平成29年7月4日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月10日である旨を通知した。

カ 審理員は、平成29年7月9日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

報告徴収通知（処分庁）：平成28年1月8日

報告徴収期限：同年4月28日

聴聞通知（処分庁）：同年9月8日

聴聞期日：同年10月5日

本件各取消処分（処分庁）：同月19日（審査請求人受領日）

本件審査請求：平成29年1月20日（審査庁受付日）

審理員意見書提出：同年7月9日（審査庁受付日から24週間）

諮問書提出：同年8月22日（審査庁受付日から30週間）

(2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、審査庁は、平成29年2月3日付けの2通の「審査請求書の補正について」と題する書面（20170120資第24号、同第39号）によって、審査請求人に対し、当初審査請求人が提出した補正前の本件各審査請求書について、①審査請求人の代表者が押印すること、審査請求人の代表者の資格を証する書面を添付することについて補正を命ずるとともに、②「土地を取得予定」としている設備に係るものと「土地の契約中」としている設備に係るものの2つのグループにまとめた書面の提出を求めたものであるが、②の部分は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）19条の規定に違反する点について補正を命ずるものではなく、「審査請求を効率的に進めるため」に多数の処分についての審査請求を2通の書面に一括記載するよう求めたものであるから、その趣旨が明確になるように、補正を命ずる部分とは明確に区別して記載するのが相当であったというべきである。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件審査請求の適否について

(1) 本件審査請求に係る審査請求期間について

本件各取消処分通知書は、いずれも平成28年10月19日に審査請求人に送達されており（郵便物等配達証明書）、他に特段の資料等も存在しないことからすれば、審査請求人が本件各取消処分を知った日は上記送達の日であると認めるのが相当であるところ、補正前の本件各審査請求書は、送達日の翌日である同月20日から起算して3月を経過した平成29年1月20日に審査庁に受け付けられていることから、まず、本件審査請求が、行政不服審査法18条1項所定の審査請求期間を遵守したものであるか否かを検討する。

当審査会の照会に対する審査庁の回答によれば、補正前の本件各審査請求書がいつどのように差し出されたかは記録上明らかでないが、補正前の本件各審査請求書は、審査請求人からは郵便で提出されたものであるから、遅くとも審査庁に到達した平成29年1月20日の前日である同月19日までには郵便物として差し出されたと認められ、審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は算入されない（同条3項）から、本件審査請求は、同条1項所定の審査請求期間内にされた適法なものであると認めるのが相当である。

(2) 本件審査請求に係る不服申立ての利益について

上記第1の1(4)イのとおり、改正法附則7条は、附則4条1項、5条3項及び6条3項の規定により新法9条3項の認定を受けたものとみなされる場合以外の場合には、旧認定は、その効力を失う旨を規定していることから、本件審査請求に不服申立ての利益があるかについて検討する。

ア 行政不服審査法が定める行政庁の処分についての審査請求は、当該処分によって違法又は不当に自己の権利又は法律上保護されている利益を侵害された者が、当該処分の全部又は一部の取消しという方法によって当該法益を回復しようとするものであるから、上記の方法によってこのような侵害された法益が回復される可能性がなくなった場合には、審査請求としては不服申立ての利益は消滅するものというべきである。

イ 本件は、旧認定を受けて旧法3条2項に規定する特定供給者（以下「旧特定供給者」という。なお、旧特定供給者に対しては、電気事業者等が旧法4条及び5条の規定による各義務を負うこととなっていた。）であった審査請求人が、処分庁が審査請求人に対してした当該旧認定を

取り消す処分取消しを求めるものである。

しかし、旧設備認定制度は新法の施行に伴って廃止され、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、新たに再生可能エネルギー発電設備ごとに再生可能エネルギー発電事業計画を作成して経済産業大臣の認定を受けることが必要となり（事業計画認定制度。新法9条1項）、その認定の要件として、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていることを要するものとされ（新法9条3項2号、新規則5条の2第1号）、新法の施行により、原則として旧認定は失効するが、上記制度の切替えに当たっては、経過措置として、旧特定供給者のうち新法施行の際現に旧法5条1項に規定する接続をすることについて同項に規定する一般送配電事業者等の同意（以下「旧接続同意」という。）を得ている等一定の例外に当たる場合には、新法9条3項の認定を受けたものとみなすこととされている（改正法附則4条1項、5条3項、6条3項）。

ウ これを本件についてみると、当審査会の照会に対する審査庁の回答によれば、新法施行の際、認定1から50までの50件の各認定については、現に旧接続同意を得ているものの、認定51から160までの110件の各認定については、いずれも旧接続同意を得ていないというのであり、また、その他の新法9条3項の認定を受けたものとみなすこととされる条件を満たすことを認めるに足りる資料もないから、認定51から160までの110件の各認定については、新法9条3項の認定を受けたものとみなされるいずれの場合にも該当しないことは明らかである。

エ したがって、旧設備認定制度は、新法の施行により、事業計画認定制度へと変更され、新法施行の際現に旧接続同意を得ている場合など一定の例外に該当する場合以外は、旧認定は効力を失うこととされた現在においては、仮に審査請求人が新法施行日に旧特定供給者であることが確定されたとしても、認定51から160までの110件の各認定は失効しており、これらの認定に係る各取消処分を取り消しても、新法9条3項の認定を受けたものとみなされたり、改めて旧接続同意を求める地位が回復されたりする余地はないから、本件審査請求のうち当該各認定の取消処分の取消しを求める部分は、不服申立ての利益を欠くに至ったも

のといわざるを得ない。

- (3) 以上によれば、本件審査請求のうち認定51から160までの110件の各認定を取り消す処分の取消しを求める部分については、いずれも不合法なものとして却下することが相当である。

3 認定1から50までの各認定を取り消す処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 旧設備認定制度においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、旧法6条1項各号所定の「当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。」（同項1号）、「その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。」（同項2号）のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる旨が定められており（旧法6条1項）、上記各号の経済産業省令で定める基準として、それぞれ旧規則8条1項各号及び2項各号に詳細な規定が置かれている。

その上で、経済産業大臣は、上記の認定に係る発電が旧法6条1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、当該認定を取り消すことができることとされている（同条6項）。

- (2) 処分庁作成の平成28年10月17日付け「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第6項に基づく認定の取消しについて」と題する書面によれば、平成25年3月に行った認定1から50までの各認定の取消処分は、いずれも認定に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所が、土地の取得、賃貸等により決定しているものとは確認できないから、旧規則8条1項2号所定の認定基準に適合しないとして、旧法6条6項の規定に基づいて行われたものである。

- (3) ところで、上記第1の1の制度の概要及び第1の2の事案の経緯等によれば、

ア 旧設備認定制度において経済産業大臣の認定については、旧法6条1項及び旧規則8条にその認定基準が詳細に定められていたが、認定1から50までの各認定が行われた平成25年3月当時、経済産業大臣は、上記の認定基準の一つである同条1項2号所定の「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決

定していること。」とは、その場所で発電をすることが相当程度確実であると見込まれる状態にあることをいうものと解していたが、個々の申請がこの認定基準を満たすものであるか否かの審査に当たっては、申請に係る設備の設置場所となる土地の地番が申請書に具体的に記載されていることを確認するほか、500kW以上の発電設備に係る認定申請については、当該土地の確保状況を示す書類として登記簿謄本、契約書又は権利者の証明書（同意書）の添付を求め、これによって基準を満たしていることを確認する取扱いを行っていた一方で、500kWに満たない発電設備については、このような当該土地の確保状況を示す書類の提出は求めていなかったこと（このような取扱いは、極めて多数の認定申請が想定される状況下において事務処理上の便宜を考慮したものと解されるが、後述のとおり、その後、処分庁が、平成25年9月から行った当該認定に係る場所及び設備の確保の状況を確認するための報告徴収の結果、認定後1年近くの期間を経てもなお、特段の理由なく、場所及び設備の確保がされていない案件が多数確認され、そのため、その後も対象を拡大して大規模な範囲で報告徴収を行う必要が生じ、これに基づいて多数の認定取消処分を行わざるを得なくなったことなどに鑑みれば、結果的にみて適切であったとはいえない。）

イ しかし、その後、処分庁は、認定後特段の理由なく場所及び設備の確保が進まない事業者がいるとの指摘があったことから、平成25年9月から、認定時には当該場所の確保状況を示す書類の提出を求めていなかったものについて、当該認定を受けた事業者に対し、当該認定に係る場所及び設備の確保の状況を確認するために報告徴収を行ったところ、認定後においても、特段の理由なく、場所及び設備の確保がされていない案件が多数確認されたこと、

ウ そのため、処分庁は、同様の報告徴収を求める対象範囲を広げるとともに、場所及び設備の確保がされていない案件に対しては、段階的に認定の取消手続を行うこととしたこと、

エ このような経緯を経て、処分庁は、平成27年12月からは、平成24年度及び平成25年度に認定された設備のうち、一の場所において複数の設備が設置されている場合で、主に合計発電出力が400kW以上の運転開始前の設備について報告徴収を行うこととし、審査請求人に対しても、平成28年1月8日付けで、審査請求人が平成24年度に認

定を受けた設備175件（本件各認定に係る設備160件を含む。）及び平成25年度に認定を受けた設備の合計1万7000件余りの設備に係る場所及び設備の確保の状況について、報告期限を平成28年4月28日と定めて土地の確保状況を示す書類の提出を求める報告徴収を行ったこと、

オ しかし、審査請求人は、①認定1については、認定時に設備の設置場所としていた土地に加えて近接地を追加する軽微変更届出を行い、認定に係る設備の設置場所を2筆の土地とし、そのうち軽微変更届出により追加した1筆の土地については当該土地の使用権原を取得したとして書類を提出したものの、当初認定に係る1筆の土地については求められた書類を提出せず、②認定2から7までについては、いずれも当初認定を受けた土地と異なる土地に関する書類を土地の確保状況を示す書類として提出したにとどまり、③認定8から50までについては、その設置場所である土地の確保状況を示す書類を提出しなかったこと

がそれぞれ認められる。

- (4) そして、認定1から50までの各認定が行われた当時においても、認定を受けるためには、これらの認定申請に係る発電設備を設置する場所で発電することが相当程度確実であると見込まれる状態にあることを前提としていたものであり、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するため、固定価格買取制度のもと、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれる発電設備を認定する旧設備認定制度が採用された趣旨に照らせば、認定を受けた後相当な期間が経過してもなお当該認定に係る設備の設置場所を使用する権原を取得せずに発電を開始しないものをそのまま放置しておくことは、旧法の趣旨に反し、系統連系における接続容量の枠を先押さえしつつ、事業内容が確定していないため電力会社との接続に関する契約に至らないことで、後続の案件の系統連系が停滞するなどの弊害を招くおそれがあるというべきである。

また、審査請求人が認定1から50までの各認定に係る土地及び設備の取得その他の発電設備の稼働に向けて既に多額の金銭の出捐を行い、それが水泡に帰するなど、事後的な取消しによって特別の損害を被るという事情も認められないから、処分庁が本件各認定のような一定規模に満たない発電設備に係る認定申請を審査した段階において土地の確保状況を示す書

類の提出を求めていなかったことを考慮に入れたとしても、審査請求人が認定後3年半以上経過してもなおその設置場所である土地の確保状況を示すことができなかった認定1から50までの各認定について、処分庁が旧法6条6項の規定に基づいて取り消すことは、違法又は不当であるとは認められない。

(5) 以上によれば、認定1から50までの各認定を取り消す処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求のうち当該各取消処分の取消しを求める部分についていずれも棄却すべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ

(別紙)

〈設備認定目録省略〉